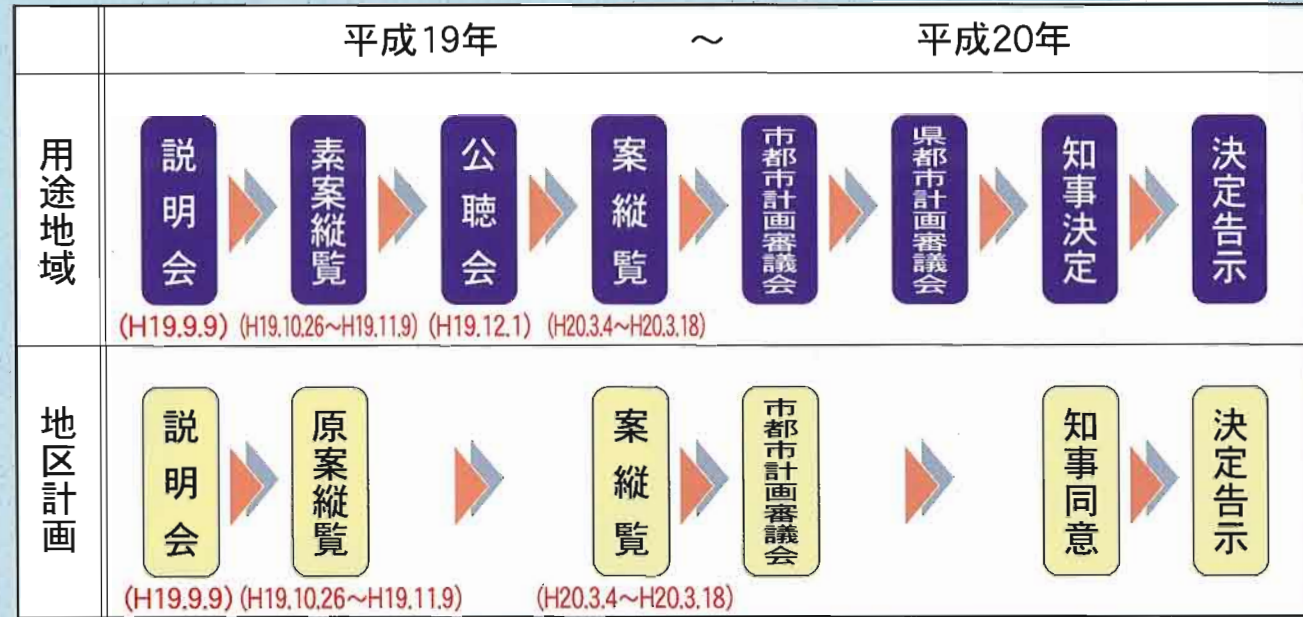


用途地域及び地区計画の概ねのスケジュール

木地区土地区画整理事業地区内の用途地域の変更及び地区計画については概ね次のようなスケジュールで進められております。これらに関する問い合わせは、流山市都市計画部都市計画課(TEL 04-7150-6087)にお願いします。



※「高度地区」は地区計画と同様です。

建築行為の制限

事業を円滑に進めるため、建築行為等の制限があります。土地区画整理事業の施行の障害となる恐れがある、建築物の新築、改築、増築、または移動の容易でない物件の設置、堆積あるいは切土、盛土等をする場合は、知事の許可(土地区画整理法第76条申請)が必要ですので『行為許可申請書』を提出してください。

なお、申請に際しては事前にご相談くださるようお願いいたします。(問い合わせ先:木地区換地課)

権利変動届出について

地区内の土地を売買・相続等により所有権の移転をした場合は、登記事項証明書を添付して、権利変動届を提出してください。また、借地権等の権利変動が生じた場合にも届出してください。

なお、様式については、流山区画整理事務所に用意してあります。(問い合わせ先:木地区換地課)



問い合わせ先

土地区画整理事業について、ご不明な点等がありましたら、お気軽にご相談ください。

※第三者からの問い合わせについては、個人情報保護のため、権利者の委任状の提示をお願いします。

- 木地区換地課(換地等に関すること) ☎04-7150-4501
- 管理移転課(補償等に関すること) ☎04-7150-4507
- 木地区工務課(工事等に関すること) ☎04-7150-4503

第6号

流山都市計画事業木地区
一体型特定土地区画整理事業

平成20年3月17日発行
発行/千葉県東葛飾地域整備センター
流山区画整理事務所
〒270-0163 流山市南流山1丁目13番地
☎04(7150)4501

流山木地区

まちづくりだより



【坂川土地改良区の旧第二揚水機場】

千葉県